

作成日 令和 8 年 7 月 1 日作成

事務事業名		被保護者就労支援事業			事業番号	担当課	福祉課		(3)指標の推移		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度										
					706	担当G	生活福祉グループ（保護）		活動指標（実施状況）	単位	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標)	(目標)	(目標)										
まちづくりプラン （基本目標）		4	<保健・医療・福祉>生き生きと笑顔で暮らせるまち			予算科目	会計	款	項	目	備考	ア	就労支援事業への参加者数	人	20 13	20 10	10 12	10	10	10						
（個別目標）		4	地域が支え合い、安心して暮らせるまち			主な費目	報酬、職員手当等、需用費					イ														
（施策）		4	生活弱者の支援			対象	就労して稼ぐことができる被保護者					成果指標（成果・効果）		単位	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標)	(目標)	(目標)						
（基本目標）		4	魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる									ア	就労できた人数		5 2	5 1	4 4	3	3	3						
（施策）		7	安心暮らし推進プロジェクト			事業期間	H28 年度～ 年度（ 年間）					イ	就労による自立人数		3 2	3 2	3 7	3	3	3						
(1) 総事業費の推移		単位	5年度 (実績・決算)		6年度 (実績・決算)		7年度 (実績・決算)		8年度 (計画・予算)		9年度 (計画・予算)		10年度 (計画・予算)		(4) 評価		所管課による評価									
年間 トータル コスト	事業費 内訳	財源	国県支出金	千円	2,048		2,081		2,082		2,534		2,534		2,534		有効性 評価	・市民のニーズ ・事業の効果 ・政策との整合性 ・事業を廃止の影響 ・類似事業との連携 ・公平性	生活保護受給者に対する就労支援は、就労自立促進事業と被保護者就労支援事業の2つの事業で対応している。被保護者就労支援事業においては、就労に一定の支援が必要な人を対象としており、就労支援員が訪問や情報提供等を行い被保護者の経済的な自立につなげている。							
			その他特定財源	千円																						
			一般財源	千円	649		1,198		933		845		845		845											
		事業費計 (A)	千円	2,698		3,279		3,015		3,379		3,379		3,379												
		所要人員 (年間)	人	0.020		0.020		0.020		0.020		0.020		0.020												
		人件費概算 (B)	千円	112		112		112		112		112		112												
		(A) + (B)	千円	2,810		3,391		3,127		3,491		3,491		3,491												
(2) 事業概要																										
事業目的	被保護者の就労支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の自立促進を図る。															効率性 評価	・事業効果向上 ・事業費削減 ・事務の効率化 ・費用対効果 ・財政負担の必要性 ・関係者との連携	事業費は、就労支援員の活動費が主なものであり、その費用は国庫負担金の対象となっている。就労支援については、時間等を要する場合が多く、長期的に継続して自立を促進する必要がある。								
事業内容	被保護者の就労支援に関する問題について、ケースワーカーやハローワークと連携して被保護者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、早期就労や早期自立促進を図る。																									
必要性	開始経緯	生活保護法の改正により被保護者就労支援事業の取り組みが必須となり、本市においても平成28年度から開始した。															達成度 評価	・数値目標 ・目指す状況 ・実現性 ・情勢、環境の変化 ・事業期間	生活保護世帯は減少傾向である。このうち、高齢者・障害者・傷病者世帯が約9割を占めていることから、事業への参加者数は限定されるが、経済状況等による影響を考慮しつつ、就労意欲の向上につなげて早期の保護脱却を図る。							
実施状況	実施状況	就労支援員及びケースワーカーが、就労して稼ぐことができる被保護者宅を個別訪問し、求人情報の提供やハローワークの就労相談への参加要請等を行った。																								
成果	就労意欲の喚起や早期就労への促進へつなげることができた。 就労支援事業対象者12人、うち就労支援による就労達成者4人、うち生活保護廃止となった者7人															改革 改善 案	拡充		現状維持		○ 改善		効率化		廃止終了	
課題	就労して稼ぐことができる被保護者に対し、就労意欲の喚起や就労継続に向けて、引き続き支援する必要がある。																就労支援員やケースワーカー、関係機関との連携を強化し、就労支援の充実を図る。									

作成日 令和 8 年 7 月 1 日作成

事務事業名		生活困窮者自立相談支援事業			事業番号	担当課	福祉課	(3)指標の推移		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度										
					669	担当G	生活福祉グループ（保護）			活動指標（実施状況）	単位	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)									
まちづくりプラン （基本目標）		振興計画体系	4	<保健・医療・福祉>生き生きと笑顔で暮らせるまち			予算科目	会計	款	項	目	備考	ア	相談受付件数（延べ）		人	119 99	119 99	110 110	110 110	110 110	110 110			
（個別目標）			4	地域が支え合い、安心して暮らせるまち			主な費目	委託料						イ											
（施策）			4	生活弱者の支援			対象	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者						成果指標（成果・効果）		単位	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)			
（基本目標）			4	魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる										ア	就労者数		人	20 17	20 12	20 19	20 20	20 20	20 20		
（施策）		7	安心暮らし推進プロジェクト			事業期間	H27 年度～ 年度（ 年間）						イ												
(1) 総事業費の推移		単位	5年度 (実績・決算)		6年度 (実績・決算)		7年度 (実績・決算)		8年度 (計画・予算)		9年度 (計画・予算)		10年度 (計画・予算)		(4) 評価		所管課による評価								
年間 トータル コスト	事業費	財源内訳	国県支出金	千円	17,837		16,061		19,802		21,651		21,651		21,651		有効性 評価	市民のニーズ ・事業の効果 ・政策との整合性 ・事業を廃止の影響 ・類似事業との連携 ・公平性	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることにより、一人一人が社会とつながりを強め周囲から承認されるという実感を得ることができることが、地域が支え合い思いやりのあるまちをつくることにつながる。						
		一般財源	千円	3,834		7,668		2,954		9,021		9,021		9,021											
	人件費	事業費計（A）	千円	21,671		23,729		22,756		30,672		30,672		30,672											
		所要人員（年間）	人	0.150		0.150		0.150		0.150		0.150		0.150											
		人件費概算（B）	千円	840		840		840		840		840		840											
		(A) + (B)	千円	22,511		24,569		23,596		31,512		31,512		31,512											
(2) 事業概要																									
事業目的	生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化と生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることがないよう、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給やその他の支援を行う。																効率性 評価	事業効果向上 ・事業費削減 ・事務の効率化 ・費用対効果 ・財政負担の必要性 ・関係者との連携	生活困窮者の自立に対する負担や不安、孤立感を和らげるために、質の高い相談等の支援を提供するためには、支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。						
事業内容	生活困窮者に対し、抱えている課題を評価分析する自立相談支援事業（委託先：社会福祉協議会「ひまわり」）と住居確保のための給付金の支給を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援する。																								
必要性	開始経緯	平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行により、福祉事務所設置自治体は、生活保護に至る前の段階の自立支援等の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講じることが必須となり、本市においても平成27年度から事業開始した。															達成度 評価	数値目標 ・目指す状況 ・実現性 ・情勢、環境の変化 ・事業期間	生活困窮者への支援を質と量とともに充実させることにより、生活困窮者が社会とつながりを弱めた時、早期に対処することができる。また、不安、孤立感を和らげることを通じて、引きこもりなどで地域社会から見えにくくなった、相談窓口に来る気を失っていた人には訪問等により早期対応していくことで、地域が支え合い思いやりのあるまちづくりにつなげる。						
実施状況	(1) 委託先 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会 (2) 相談窓口 しぶし生活自立支援センター (3) 人員体制 センター長1人、主任相談支援員1人、相談支援員2人、庶務2人																								
成果	相談実績	(1) 生活困窮者自立相談支援事業：新規相談110人 (2) 就労準備支援事業：新規相談19人（メユ-利用者延べ1,977人） (3) 家計改善支援事業：新規相談57人（メユ-利用者延べ2,780人） (4) 生活困窮者住居確保給付金：支給実績なし															改革改善案	拡充	○	現状維持	改善		効率化		廃止終了
課題	相談内容に対する行政窓口・各機関とのスムーズな連携が課題であったが徐々に解消されてきている。引き続き継続していく必要がある。																								